

一般社団法人日本脊椎脊髄病学会クリニカル・フェロー制度規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本脊椎脊髄病学会(以下、本学会)は、本会定款第3条および第4条第3、5、6、8項の事業達成のため、クリニカル・フェロー制度(以下、制度)を発足させ、この規程をおく。

第2条 脊椎脊髄疾患の診療に必要な基本的知識や医療技術を習得、当該医療分野における世界最高水準の医療内容の維持、向上ならびに学術的發展に貢献し、さらには患者の権利と身体的福祉の昂揚に指導的貢献をなし得る脊椎脊髄病の専門医の養成を目的とする。

第3条 本学会教育研修委員会(以下、委員会)は、クリニカル・フェローの選定、受け入れ施設の認定その他必要とされる様々な事項に関して調整を行い、その事業内容は理事会での議決を受けるものとする。

第2章 クリニカル・フェロー申請

第4条 クリニカル・フェロー申請者は、本学会会員であることとする。

第5条 クリニカル・フェロー申請者は、次に定める書類を委員会に提出する。

(1)クリニカル・フェロー申請書(様式1)

(2)履歴書

(3)所属長(大学病院所属者は所属大学整形外科学講座の主任教授、大学病院以外に所属する者は所属先病院の整形外科部長など)の推薦状

(4)脊椎脊髄病の診療において将来に亘り積極的な貢献をなす意志を明確に示す小論文(1000字程度)

第6条 申請された時点で委員会が審査を行い、適否を判定し、理事会での議決を受けるものとする。

第7条 本学会理事長および委員長名で申請者には採用通知を、受け入れ施設には派遣通知を送付することとする(様式2、3)。特別なる事情が発生した場合には、申請者側、受け入れ施設側双方は状況調書を文書で委員会に送付し、委員会はその調整に責任を負うものとする。

第3章 クリニカル・フェロー研修施設

第8条 3ヶ月以上の長期にわたり、クリニカル・フェローを受け入れる事ができる施設をクリニカル・フェロー研修施設とし、次に定める基準を全て満たすものとする。

(1)日本整形外科学会認定研修施設であること

(2) 本学会の評議員1名のほかに本学会認定脊椎脊髄外科指導医が1名以上常勤で在籍していること

(3) 脊椎脊髄疾患全域に亘り、大学病院においては概ね年間150件以上、研修病院においては200件以上の手術的治療が行われていること

(4) 手術内容は特定の部位及び手術法に偏ることがないこと

(5) 脊椎脊髄疾患に関する教育的な診療体制や研究体制をとっていること

(6) フェローシップに際し在籍証明の発行が可能であること

第9条 クリニカル・フェロー研修施設になること希望する施設は次に定める書類を委員会に提出する。

(1)クリニカル・フェロー研修施設申請書(様式4)

(2)日本整形外科学会認定研修施設認定証のコピー

(3)過去 2 年間の脊椎脊髄手術の内容一覧(様式5)

(4)研修プログラムの概要

第10条 クリニカル・フェロー研修施設は、4 年毎に定期的に見直しをするものとし、委員会はその都度審査を行い、適否を判定し、理事会での議決を受けるものとする。

第11条 クリニカル・フェロー研修施設は見直しまでの期間中に第8条の(1)と(2)の基準を満たさなくなった場合には委員会に報告するものとする。

第12条 1 週間以上 3 ヶ月未満の短期クリニカル・フェローを受け入れる事ができる施設は、別に定める本学会認定基幹研修施設を含むものとする。

第 4 章 クリニカル・フェロー認定

第13条 3 ヶ月以上の長期クリニカル・フェローは、研修終了後 1 カ月以内に終了報告書(様式6)を作成し、委員会に提出しなければならない。

第14条 研修施設はクリニカル・フェロー終了証明書(様式7)を委員会に提出しなければならない。

第15条 委員会は、長期のクリニカル・フェローが研修を終了したと認めた場合には、理事会に報告し、理事長名で認定証を発行するものとする。

第 5 章 規程の改正と変更

第 16 条 規程改正・変更は、委員会で審議し、理事会の承認を得る。

第 17 条 この規則は、平成 25 年5月23日より施行する。